

伊佐市農業委員会第 1 2 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 3 月 18 日（金）午前 8 時 59 分から 10 時 09 分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階中会議室

3. 出席委員 (18 人)

会 長 2 1 番委員
委 員

1 番委員	2 番委員
4 番委員	5 番委員
6 番委員	8 番委員
9 番委員	10 番委員
11 番委員	12 番委員
13 番委員	14 番委員
16 番委員	17 番委員
18 番委員	19 番委員
20 番委員	

4. 欠席委員 (1 人)

3 番委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

16 番委員 17 番委員

第 2 第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外）申出」に係る意見決定について

第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成27年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
いよいよ私たちの最後のメンバーでの総会が終わりになりました。今日最後ですけど、よろしくお願いします。
今日は欠席は3番委員が入院の為欠席になっています。それでは議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
16番委員、17番委員をお願いします。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告1番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告2番農地の利用目的変更について事務局の報告を求めます。

事務局 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。
資料の1ページから20ページになります。
農地法による合意解約が2件、経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が79件ありましたのでご報告いたします。

事務局 続きまして、21ページをお開き下さい。
報告第2号農地利用目的変更届け及び農業生産施設届について、整理番号1番から3番につきまして、去る7日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。
整理番号1番の申請者は、伊佐市大口篠原、自治会戸切に居住されておりますMKさん64歳であります。申請地は伊佐市大口鳥巢字豆付1440番の畑で、地積は403㎡うち農業用倉庫50㎡であり、自宅隣接地に届け出をせず昭和の頃より建築したとのことで、現在も利用している為今回始末書添付の届け出となっております。整理番号2番の申請者は伊佐市大口山野、自治会平原前に居住されておりますASさん88歳であります。申請地は伊佐市大口山野字松ケ平557番1の田で地積は1、053㎡であり、水利がなく数年位まではポンプアップして水田として管理していたが、高齢となり今後田としての管理が難しく盛り土

を行い畑として野菜等を栽培し管理しようとするものです。遊休農地対策及び農地の有効利用としてもこの届け出は適切であると思われます。

整理番号3番の申請者は伊佐市大口青木、自治会下青木に居住されております。NTさん64歳であります。申請地は伊佐市大口青木字西屋敷1039番の畑で地積は1,297㎡、うち牛舎及び堆肥舎164㎡であり、規模拡大に伴い15頭分の牛舎及び堆肥舎を整備しようとするものです。尚1番及び3番においては今後同申請地内に200㎡以上の増築等を行う場合は事前に転用申請を行う様指導し、本人も同意しております。両案件とも農地法施行規則第32条第1号農地の転用の制限の例外に基く農業用施設の届けであり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届け出であると思われますことをご報告いたします。以上です。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん方質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議長 なしということでございますので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転につきまして説明いたします。
22ページをお開きください。
整理番号1番につきまして譲渡し人は大阪市東成区大今里西にお住まいのHFさんです。譲受人は伊佐市大口小木原にお住まいのMHさんです。土地の所在地は伊佐市大口小木原字原ノ前1266番地2他2筆で地目は田、地積は3,266㎡で所有権移転であります。続きまして利用権設定につきまして説明いたします。42ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年です。面積は田281,771㎡、畑6,662㎡の合計288,433㎡です。利用権の設定をする者の数86人、設定を受ける者の数51人です。土地の明細につきましては23ページから41ページの整理番号1番から92番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議 長 なしということでございますのでお諮りします。

議 長 議案第1号の意見決定について事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
8番委員をお願いします。

8 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号の1番について、去る15日に現地調査をいたしましたので8番が報告をいたします。申請人で受人のHYさんは伊佐市大口木ノ氏に居住年齢は51歳自治会は上木ノ氏です。譲渡し人のHTさんは鹿児島市星ヶ峯に居住、申請地は伊佐市大口木ノ氏字豆漬1632番地3、地目は田、地積は666㎡他1筆で田の合計面積が2,268㎡であります。今まで申請人のHさんが耕作管理されておりましたが、この農地につきまして利用権の切り替えを機に地権者のHさんの要望により所有権移転売買とされるものであります。またHさんは経営規模拡大と言う申請であります。申請地は国道267号線の木ノ氏6番口より約400m程入った所にあり、現在まで申請人のHさんが耕作され良く管理された農地でありました。受人の経営面積は38,164㎡であり取得可能面積で

		もあります。また経営意欲もあり、農機具等も揃っております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまして許可相当と思われました。添付書類といたしまして全部事項証明書、字図等が添付されております。皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告とします。
議	長	8番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号1番について、8番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号1番は許可が決定しました。 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。 4番委員お願ひします。
4 番 委 員		議案第2号農地法3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号2番につきまして3月16日現地調査を行いましたので4番が報告いたします。その前に譲渡し人の職業が団体職員となっていますけれどもこれは無職ですので。申請人SKさんは伊佐市大口曾木に居住され自治会は諏訪で年齢は51歳です。渡し人MNさんは伊佐市大口曾木に居住され自治会は後村年齢は86歳です。申請地は伊佐市菱刈下手字中川原1396番地2地目は畑、地積は1,347㎡です。贈与であります。受人の経営面積は80、689㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は約2km位で、現況は良く管理された飼料畑です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまして許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等などが添付してあります。以上の理由によりまして委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。
議	長	4番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はござ

		いませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 4番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号2番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号3番4番については譲受人が同一人ですので一括報告を求めます。担当委員の調査報告を求めます。13番委員をお願いします。
13番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定にのうち、整理番号3番4番について、受人が同人ですので続けて報告いたします。去る3月14日に申請人I Kさんの父親I Aさん立会いの下現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。まず3号について、申請人I Kさんは伊佐市大口篠原にお住まいで自治会は篠原年齢は38歳です。渡し人F Sさんは伊佐市菱刈下手に居住され自治会は下手前目で、今回親戚同士による売買です。現地は伊佐市菱刈下手字江川尻1130番地4、地目は田面積は3、338㎡他3筆で地目は田面積は4、224㎡であり合計面積7、562㎡です。うち1筆は301㎡が現況畑であり他はよく管理された田です。所在地は菱刈下手前目集落の南側、川内川との間が全て田んぼでその水田の中4か所に分散していて100m以内であります。四方田んぼに囲まれた土地です。管理された田んぼであり、すでにIさんが耕作されています。 次に整理番号4番について、受人は伊佐市大口篠原に居住されI Kさんで、自治会は篠原年齢は38歳です。譲渡人は伊佐市大口青木のDMさんで77歳、自治会は下青木です。現地は伊佐市菱刈下手字中通1649番地3で地目は田、地積は365㎡で良く管理された田んぼです。これも親戚同士による売買です。Iさんは耕作意欲はあり農機具等はすべて揃っています。添付書類として全部事項証明書、営農計画書が添付されています。

		以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われます。委員皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	13番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 13番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号3番4番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号5番について担当委員の調査報告を求めます。 9番委員お願いします。
9 番 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る3月14日現地調査を行いましたので9番が報告いたします。申請人SSさんは伊佐市大口小木原に居住され自治会は春村自治会で年齢は70歳です。渡し人SSさんは伊佐市大口小木原に居住され自治会は春村で年齢は94歳です。2人の関係は親子になります。申請地は伊佐市大口小木原字十王ノ前200番地1、地目は田、地積は1,337㎡で贈与であります。受人の経営面積は1,843㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で通作距離は600m位で現況は良く管理された田でありました。経営意欲はあり、農機具等は完備されておりました。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、委任状、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして私の報告を終わります。
議	長	9番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はござい

		ませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 9番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号5番は許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について担当委員の調査報告を求めます。 6番委員お願いします。
6 番 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る意見決定のうち、整理番号6番については3月15日現地調査を行いましたので6番が報告をいたします。申請人K Yさんは伊佐市大口山野に居住され自治会は平原前で年齢は47歳です。渡し人A Yさんは出水市昭和町に居住され譲渡人の労力不足と受人の規模拡大で売買による所有権移転であります。申請地は伊佐市大口山野豊田258番地16で地目は田で地積は1,228㎡で売買であります。受人の経営面積は19,545㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は500m位であり現況は良く管理された水田でKさんが20年近く水田を作付管理しているものであります。受人は消防本部に勤務しながら経営意欲はあり農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思います。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付しており、本日委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。
議	長	6番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 6番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求め

		ます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号6番は許可が決定しました。
議	長	整理番号7番について担当委員の調査報告を求めます。 1番委員お願いします。
1 番 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る整理番号7を1番が報告いたします。調査日は3月11日です。受人のSKさんが立合われました。渡し人住所鹿児島市伊敷台一丁目、お名前はHAさんです。受人の住所伊佐市菱刈川北にお住まいです。自治会は築地中です。職業農業、自営業です。年齢は73歳です。申請地は菱刈川北字池田4111番地1です。面積は481㎡地目は田です。良く管理されております。通作距離は車で3分です。尚図面の西側も尻屋さんの田です。7年前より耕作されております。申請地の位置は国道268号線菱刈中学校南校舎より南へ約120m位のところです。東も田、西側も田、南も田、北は農道を挟んで田んぼです。受人の経営面積は6,768㎡でクリアしております。従事者は2名で法律関係は売買です。農機具は完備されております。添付書類は全部事項証明書、字絵図、3条許可申請書、必要書類は全て揃っております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。
議	長	1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 1番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。

		よって、整理番号 7 番は許可が決定しました。
議	長	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定について申請件数 7 件について 7 件の許可が決定しました。
		————— 議案第 3 号 —————
議	長	議案第 3 号農業振興地域整備計画の一部変更、農振農用地申し出の意見決定について提案します。
議	長	整理番号 1 番について担当委員の調査報告を求めます。2 番委員お願いします。
2 番 委 員		議案第 3 号農業振興地整備計画の一部変更、用途区分変更申し出の意見決定のうち整理番号 1 番について 2 番が調査の結果を報告いたします。去る 3 月 1 5 日 6 番委員と私 2 番委員、そして 8 番委員、1 3 番委員 1 8 番委員にも急遽来ていただき 5 名で共同調査をいたしました。立会人として申請人であります T H さんが出席しております。申請人 T H さんは伊佐市大口大田に居住され年齢は 5 2 歳であります。用途区分変更目的は農機具倉庫及び資材置き場にするというものであります。申請地は伊佐市大口大田字稻荷下 1 7 9 9 番地 1 で地目は田、地積は 1 , 9 2 6 m²で現況は田であります。申請地は MGM のパチンコ店の東約 5 0 m に位置しており東は農道を挟み田、西は田、南は田、北は道路を挟み田であります。用排水関係は申請地の東と南に確保されているため間違いないと思われます。申請人は申請地周辺を含め水稻を 1 2 h a を耕作する認定農業者であります。今回の申請地ですが、田んぼは、ほ場の真ん中に位置しております。申請人に話を伺ったところ昨年購入した米乾燥機を含め 4 台の乾燥機を置く場所がなく知り合いの家に預けているそうです。米の乾燥機は一晩中稼働するため、近所迷惑になり人家より離れた農地におきたいと言うことと、農機具の出入り排水日当たりも問題がないため、この申請地以外他にないと思われます。申請地は農用地の外周部に位置しており用途区分変更と言うことで周囲に及ぼす影響は軽微であると思われ用途区分変更はやむを得ないものと思われます。申請人には隣接農地の持ち主の同意を得ることと何か問題があった際には速やかに農地に戻すことを伝えてあります。

		添付書類として、全部事項証明書、農用地利用計画変更申し出書、平面図、修正図、現地写真、字絵図が添付されております。以上のような理由により 5 名の調査員の意見に於いて用途区分変更は止むを得ないと判断しましたが委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	2 番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 2 番委員の調査報告の通り意見を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号 1 番は用途区分変更の意見が決定しました。
議	長	整理番号 2 番農振除外について担当委員の報告を求めます。6 番委員お願いします。
6 番 委 員		議案第 3 号農業振興地整備計画の一部変更、農用地利用計画変更申し出の意見決定のうち整理番号 2 番については去る 3 月 15 日申請人 YM さん立合いの中に 2 番委員と共同調査をいたしましたので 6 番が報告いたします。申請人 YM さんは伊佐市大口平出水に居住の 61 歳で自治会は平出水向江自治会です。今回の除外申請地は大口平出水字宮ノ谷 98 番地の登記は畑、現況はこさん竹の生い茂った竹林であります。面積は 470 m²であります。こさん竹が茂り畑としては利用されず、その後原野化して現在に至ったもので、今回除外後は自宅の隣でもあり一般住宅を申請予定とのことであります。現地の状況から見て、除外はやむを得ないのではないかと協議いたしましたが、竹林が進んでおり除外は止むを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	6 番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 6番委員の調査報告の通り意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号2番は用途区分変更の意見が決定しました。
議	長	整理番号3番農振除外について担当委員の報告を求めます。20番委員お願いします。
20番委員		議案第3号農業振興地整備計画の一部変更、農用地利用計画変更の申し出の意見決定のうち整理番号3番につきまして20番が報告をいたしますが、この件につきましては確か1月の下旬だったでしょうか事務局と私と申請人のKさん3名で現地の確認調査を行った所でございます。申請者は伊佐市菱刈南浦にお住まいのKTさん61歳で、自治会は楠原下でございます。所在地でございますが菱刈南浦字山ノ口1824登記簿上は田んぼで現況は山林で竹林化いたしております。面積が2,224㎡、農振除外後山林に転用したいということで、見た現況はここが田んぼだったのだろうかと言う様な山で、山林と言って良い状況でございました。調査内容ですけれども、申請地は南浦の南側に位置しております。現況は雑木山、竹林化しております。申請地の北は山林(ひのき)南が山林(竹林化)していると。東側が隣接するのが田んぼなんですけれども、これも休耕田でいつ耕作放棄になって山になるかわからないような現況でございます。西側も山林と言うことです。除外目的は周辺は山林に囲まれて農地性を失っていると言う様な事もございまして、植林をして山林化したいと言うことでございます。除外に係わる影響についてもほとんどないと思われま。総合意見といたしまして以上のような理由により除外はやむを得ないと言うことで結論にいたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、現地の写真が添付されております。以上で報告を終わりますが皆様方のご審議方をよろしくお願い致します。
議	長	20番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 20番委員の報告の通り意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号3番は意見が決定しました。 議案第3号は申請件数3で編入1件、除外2件、それぞれの意見が決定しました。
		————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号の農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。 1番委員お願いいたします。
1 番 委 員		議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定4号の1番を議席番号1番がご報告いたします。調査日は去る3月11日です。10番、12番、14番の3名で調査いたしました。立合いはKGさんです。申請人住所伊佐市菱刈川北、お名前はKGさん、年齢は35歳、職業は農業、自治会は築地下です。申請地住所菱刈川北字郷原2891番地1面積は1,815㎡で地目は田です。転用目的牛舎及び資材倉庫等です。牛舎は460㎡、あと1500㎡は倉庫、資材置き場などです。場所は築地交差点より西へ80m位のところです。東は田、西も田、南側も田、市道を挟み北側が小北信一さん、父親宅です。添付書類は字図、4条申請書、全部事項証明書、被害防除計画書、被害に関する誓約書、1/80の断面図、平面図、立面図、尚始末書等が添付されております。3名で協議いたしまして、やむを得ぬ事と判断いたし許可相当かと思われますので委員の皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。私の報告を終わります。
議	長	1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はござ

		いませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 1 番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定について賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号 1 番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が許可が決定しました。 議案第 4 号については申請件数 1 件で 1 件の意見決定並びに許可及び諮問が決定いたしました。
————— 議案第 5 号 —————		
議	長	議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。
議	長	整理番号 1 番について担当委員の調査報告を求めます。 4 番委員お願いします。
4 番 委 員		議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可諮問決定について整理番号 1 番につきまして、去る 3 月 1 5 日申請人の代理としてエネサイトの N さん立会いのもと 1 9 番委員と私 4 番委員の 2 人で共同調査をしましたので私 4 番が報告いたします。譲受人は鹿屋市串良町下木原にお住まいの株式会社 B であります。渡し人は伊佐市大口曾木にお住まいの KM さんで自治会は荻原であります。申請地の所在地は伊佐市大口曾木字西ノ田 2 3 3 1 地目は田で地積は 2 1 8 m²であります。本申請は所有権移転売買で転用目的は太陽光施設であり、農地区分は一種であります。隣接一体事業としてなっております。申請地の所在地は新古川橋の南東 2 k m 位のところで、南側は水田、東側は市道、北側は水田、西側は水田であります。用水路、農道があり周囲に与える影響はないと思われま。太陽光発電事業ですがパネル設置枚数

		180枚年間発電量55・8kwを予定してあります。添付書類として土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理の確約書、経済産業省の10kw以上の太陽光発電設備に係わる設備の認定通知書が提出されております。調査の結果この申請について2人の意見は適切であると判断しましたが委員の皆様方の審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	4番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 4番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号1番は4番委員の調査報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の許可が決定しました。
議	長	整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。 13番委員お願いいたします。
13番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号2番につきまして去る3月15日申請人の代理人行政書士IN氏立会いの下8番委員、18番委員、13番委員の3人で共同調査をしましたので13番委員が報告いたします。受人は肝属郡東串良町岩弘にお住いのOYさんで45歳です。渡し人は伊佐市大口元町にお住まいのKKさんで64歳自治会は上元町です。本申請は所有権移転売買で転用目的は集合住宅及び駐車場の使用となっております。申請地の所在地は伊佐市大口字湯ノ上344番地1、地目は田、地積は1,076㎡です。農地区分は3種農地となっております。申請地の所在地は大保・川添クリニック病院の西側に50m位で、東側は宅地、南側は田んぼ、北、西は市道を挟み住宅であり、周囲に与

		える影響はないのと思われます。添付書類として土地の全部事項証明書、住宅建築設計書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、被害防除に関する誓約書、資金証明書が添付してあります。調査の結果この申請について、調査委員の意見について適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	13番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 13番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号2番は13番委員の調査報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号3番について申請者が関係者ですので17番委員は退席をお願いします。 担当委員の調査報告をお願いします。12番委員をお願いします。
12番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号3番につきまして去る3月15日1番委員、14番委員、私12番委員の3人で共同調査をしましたので12番が報告します。譲受人は伊佐市菱刈田中、H株式会社であります。譲渡し人は伊佐市菱刈田中にお住まいのKAさんで自治会は田中中であります。本申請は所有権移転売買で転用目的は工業地として利用となっております。この議案は昭和62年ごろから、公用施設として利用されています。去年の9月の総会におきまして、農振地除外がされ今回の5条の申請となっております。申請地の所在地は伊佐市菱刈田中字松尾1996番2、地目は田現況は工業用敷地となっております。面積は80㎡であります。農地区分は一種となっております。申請地の所在地は伊佐錦より西へ1000m位、それから菱刈田中線にあります市道とそれから国道268号線のバイパスのすぐ近くであります。南側は国道、

		東側は田、北側は農道、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、法人の定款、そして始末書が添付されております。調査の結果この申請については3名の調査の意見において適切であると判断しましたが委員の皆様方の審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	12番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 12番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号3番は12番委員の報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	議案第6号非農地証明願について提案します。 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。5番委員お願いします。
5 番 委 員		議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号1番につきまして去る3月11日申請人の代理FSさん立会いのもと16番委員5番委員において共同調査を行いましたので5番が報告いたします。申請人BNさんは千葉県佐倉市城に居住しております。申請地は大口宮人字矢楯川の畑で地積は540㎡であります。非農地となった時期および理由といたしまして平成2年4月ごろから周囲が山林化し鳥獣被害がひどくなり、耕作を断念したと云うことであります。申請地の現況は竹藪となっており周囲も全て竹藪でございます。申請地の所在地は曾木の滝大橋の北側200m位のところに位置しています。以上のような状況から協議いたしました結果、農地性は損失し、農地への復旧は困難であると判断いたしました。添付書類といたしまして全部事項証明書、字図が添付されております。委員の皆様方の審議方よろしくお願いいたしまして私の

		報告を終わります。
議	長	5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 5番委員の調査報告の通り非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号1番は報告の通り、非農地として証明が決定しました。
議	長	整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。16番委員お願いします。
16番委員		議案第6号非農地証明願のうち整理番号2番につきまして去る11日5番委員、16番委員、申請人のMMさんから聞き取り調査を行いましたので16番が報告をいたします。申請人は伊佐市大口大田に居住のMMさんです。土地の所在地は伊佐市大口白木字久木谷1365番7で地目は畑地積は874㎡であります。非農地となった時期は平成3年頃桧を植林してしまったとのことで、大きな木で径は35cm位ありました。申請地の位置ですが国道447号線大口～出水間で、伊佐の堆肥センターがありますが堆肥センターから800m位出水よりの、伊佐市立北小学校入口がありますが、そこから1.5km位入った所に位置しております。北は国有林、南は空家、それから雑種地、東は山林、西は道路を挟んで銀杏畑でありました。申請地の畑は地下が岩盤であり畑地に向いてなく又本人は大口の大田で現在地まで来るのも大変でしたとのことであります。以上のような理由により農地への復旧は困難であると判断いたしました。添付資料として全部事項証明書、字図等が添付されています。委員の皆様方の審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	16番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 16番委員の報告の通り非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員挙手。 よって、整理番号2番は報告の通り、非農地として証明が決定しました。
議	長	整理番号3番について担当委員の報告を求めます。5番委員お願いします。
5 番 委 員		議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号3番につきまして、今回は現地調査を実施していませんので、今回は現地調査を実施しませんでした。申請人Y Rさんは伊佐市菱刈市山に居住され自治会は薬師で年齢は48歳であります。申請地は伊佐市大口白木字牧ヶ嶺の田んぼで地積は1,791㎡であります。非農地となった時期は昭和51年4月ごろであります。非農地となった原因は周囲が山林化し生産性が低くなったうえに鳥獣被害で耕作放棄したとのことあります。申請地の所在地は白木の北園建築の西側に位置し、現況は雑草が生い茂り周囲の状況は北側がため池、南側が宅地、東側が道路、西側が竹藪であります。以上のような状況から16番委員と協議いたしました結果、農地性は喪失し、農地への復旧は容易ではないものと判断いたしました。添付書類といたしまして全部事項証明書、字図、委任状が添付されております。委員の皆様方の審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 5番委員の報告の通り非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号3番は非農地として証明が決定しました。
議	長	整理番号4番について担当委員の報告を求めます。19番委員お願いします。
19番委員		議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号4番につきまして去る3月15日申請人OTさんの立会いのもと4番委員、私19番委員の2名で共同調査を行いましたので19番が報告いたします。申請人は伊佐市大口宮人にお住まいのOTさんです。土地の所在地は大口田代字千代川1522番7で地目は畑、面積は435㎡であります。周囲の状況は周りがすべて山林となっております。非農地となった時期及び理由といたしまして平成元年4月ごろより周囲が山林化し日照不足になり生産性が低くなった為に耕作を断念し現在に至ったということであります。申請地の位置として後の整理番号5番で報告いたしますKHさん宅より南西へ約300m位で周りは全て山林であります。全体が山林となっており農地性は喪失し、また周辺一帯が休猟区となっており鹿、いのししの被害も大きく、農地への復旧は困難であると他の調査員とも判断いたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方の審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。
議	長	19番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 19番委員の報告の通り非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号4番は報告の通り非農地として証明が決定しました。

		整理番号5番について担当委員の報告を求めます。19番委員お願いします。
19番委員		議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号5番につきまして去る3月15日、申請人の父KKさん立会いのもと4番委員、19番委員の2名で共同調査を行いましたので私19番が報告をいたします。申請人は伊佐市大口田代にお住まいのKHさんです。土地の所在地は伊佐市大口田代字柳ケ谷49番45、地目は田、面積645㎡、同じく49番地46、地目は畑、面積は927㎡、大口田代字千代川1522番地8、地目は田、地積は1,554㎡、同じく1522番地12、地目は畑、地積は1,509㎡であります。田2筆、計2199㎡、畑2筆、計2426㎡、であります。周囲の状況は千代川1522番地12の東が農道を挟んで原野となっている他はすべて山林となっております。非農地となった時期および理由といたしまして平成元年4月頃より、周囲が山林化しかつ労力不足になり鳥獣害の被害もひどくなったため、耕作を断念し現在にいたったとすることあります。 申請地の位置として、申請人宅より南へ50mから300m位の位置に点在しております。周囲はすべて山林です。全体が山林となっており、また原野となり農地性が喪失していて耕作できる担い手もおらず、農地への復旧は困難であると2人の調査員とも判断いたしました。添付書類といたしまして全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方の審議方よろしく願いまして報告を終わります。
議	長	19番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 19番委員の報告の通り非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号5番は報告の通り非農地として証明することが決定しました。
議	長	整理番号6番について4番委員お願いします。

4 番 委 員	議案第 6 号非農地証明願について。整理番号 6 番につきまして去る 3 月 1 5 日申請人の代理 T 行政書士さんの立会いの下、1 9 番委員と私 4 番委員の 2 名で共同調査をしましたので 4 番が報告いたします。申請人は伊佐市大口大島にお住まいの T H さんです。土地の所在地は大口曾木字脇田 1 3 4 4 番 1 畑、面積は 6 1 m ² と大口曾木字霜月田 8 2 1 番 1 田、面積 1 2 3 m ² であります。住宅に隣接する当該農地は道路改良により分断され相続をしたが農地との意識がなくそのまま耕作せず雑種地となっていました。農地への復旧は困難であると 2 名の調査委員で判断しました。添付資料として全部事項証明書字図が提出されています。委員の皆様方の審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議 長	4 番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りします。 4 番委員の報告の通り非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって、整理番号 6 番は非農地として証明することが決定しました。
議 長	整理番号 7 番について 1 6 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	この案件は昨年の 8 月の 1 5 日に現地で共同調査をして農振除外申請をした案件であります。そのあと今後は山林として転用管理していきたいということで報告をしました。それが今農振除外が決定をされてきており、今回この非農地証明願をするものであります。申請人 T N さんは伊佐市菱刈荒田に居住されております。5 番委員と共同調査をした案件であります。申請地の所在地は伊佐市大口宮人字太郎迫 1 7 3 6 番地 4 9 であり地目は畑、地積は 6 , 6 2 7 m ² で今回非農地申請するものであります。申請地は現在山林化しており鳥獣被害も多く又大小さまざまな岩が多く畑地として耕作に向かなかったとのこととあります。以上のような理由として農地性は喪失していると判断いたします。添付書類として全部事項証明書、字図、委任状等が添付してあります。委員の皆様方の

		ご審議方をお願いいたしまして報告を終わります。
議	長	16番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 16番委員の報告の通り非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号7番は報告の通り非農地として証明が決定しました。 議案第6号非農地証明願いについて7件の申請で7件を非農地として証明することが決定しました。以上で審議は終わります。 その他月例報告をお願いします。
事 務 局		総会資料62ページになります。3月の月例報告をします。当初11回の総会時には3月の行事予定ということで11日を現地調査にしていたんですけど、急遽15日に変わりましたので、15日と書いてあります。市内一円で現地調査を行っております。それから18日の今日が第12回の農業委員会の総会です。それから25日の金曜日が3月の定例常任会議員会議が鹿児島市であります。4月の行事予定ですけど、1日が第1回の総会で大口庁舎の第一会議室の方で開催されます。それから5日が推進委員の臨時会議、合同研修会ということで、推進委員会の臨時会を9時から、10時から農業委員さんたちとの合同の研修会、この日は終日になると思います。それから8日が4月の定例常設審議委員会ということで、前は常任委員会だったんですけど今度は常設審議委員会という名称に変わっています。25日が現地調査、28日が第2回の農業委員会の総会です。場所は35名になるものですから大会議室の方に場所を変更いたします。月例報告は以上です。 それでは平成27年度第12回農業委員会総会を終了します。

姿勢を正して下さい。

一同礼

お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時9分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

16番委員

伊佐市農業委員

17番委員